

公示第971号
平成31年4月1日

SK健康保険組合
理事長 高橋 務

規約の一部変更について公示

第109回組合会（平成31年2月15日）決議事項による組合規約の一部変更について、近畿厚生局長より認可（近厚発0307第39号）されたので、下記の通り公示します。

記

表題及び、次の条文を下記のように改定する。

1. 表題

「SK健康保険組合規約」に改める。

2. 組合規約第1章

（組合の名称）

第2条

「この組合は、SK健康保険組合という。」に改める。

3. 組合規約第4章

（組合員の範囲）

第43条

「この組合は、元住友金属工業株式会社の関係会社であって、現日本製鉄株式会社と資本関係をもち、鉄鋼製品の製造販売及びそれにより派生する事業を主たる業としている事業所に使用される被保険者を組合員の範囲とする。」に改める。

「2 現に組合員の範囲である事業所が、第1項の条件を消失した場合であっても希望することにより、引き続き組合員の範囲となり得るものとする。」に改める。

4. 組合同規約第7章
(公告の方法)

第52条

「この組合において公告しなければならない事項は、SK健康保険組合のホームページに掲載する。」に改める。

5. 適用年月日

平成31年4月1日

6. 認可年月日

平成31年3月7日

以上